

平成14年12月4日

淀川水系流域委員会

淀川部会長 寺田武彦 様

精華町長 鋤田利秋

淀川水系流域委員会淀川部会への意見陳述について

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴委員会におかれましては、部会が度々開催され慎重に討論がなされていることについて敬意を表します。

平成14年11月5日付け、4精都第82号で淀川水系流域委員会淀川部会長へ精華町の意見陳述をさせていただきようをお願いし、平成14年12月13日の淀川部会でその場を設けていただけたこととなっておりましたが、平成14年第4回精華町議会定例会の日程と重なり、日程調整が図れないため、出席できなくなりましたので、別紙意見陳述書を送付させていただきますので、お取り計らいよろしくお願い致します。

今後とも、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

# 淀川水系流域委員会第20回淀川部会

## 精華町意見陳述

精華町は、京都府南部の奈良県生駒市と隣接したところに位置しています。地形的には、本町の西部と南部になだらかな丘陵地が広がり、東部の木津川左岸一帯には平坦な農地が広がり、里山の緑と木津川の清流など豊かな自然に恵まれ、町内には田園風景が今なお至るところに残っています。

精華町を流れる主要な河川は、すべて生駒山系に連なる精華町西部の丘陵地に源を発し、精華町東部の平坦地を流下し、一級河川木津川に流下しています。

木津川の精華町における利用は、上・下水道や農業用水という精華町住民の生活の源としての利用が主となっています。

精華町は、古くより農村的な地域社会として推移し、緩やかな都市化を経てきましたが、関西文化学術研究都市の具体化により、一躍全国的に注目を浴びる存在となりました。

関西文化学術研究都市は、大阪府、奈良県、京都府にまたがる京阪奈丘陵地において、近畿圏、更には我が国の文化・学術・研究の向上、創造的な産業技術の開発、うるおいと活力に満ちた自立性のある地域社会の形成、来るべき社会に対応しうる新しいモデル都市の創出等の諸課題にこたえうる新しい都市として整備するものであります。

関西文化学術研究都市は、国家プロジェクトとして、昭和62年5月に「関西文化学術研究都市建設促進法」が制定され、それに基づいた本格的な建設段階を経て、現在は一定の基盤整備が行われ、住宅開発促進に伴い、精華町では急速に人口が増加している状況であります。

社会情勢の変化、ライフスタイルや価値観の多様化による住民ニーズも多種多様化しており、その住民ニーズの一つである公園整備について、精華町にはスポーツ・レクリエーションの拠点となる大規模な運動公園が未整備という状況であります。

平成9年に精華町菅井地区にある木津川河川敷の堤外民地を所有する地権者の方々から、川と親しみ住民の憩いの場としての木津川河川敷の有効利用を図ることから、所有地を運動公園として整備してほしいという要望書が精華町に提出されました。

平成10年に「学研木津川運動公園促進委員会」が地権者主体で発足され、現在まで数回にわたり委員会等が開催され、この菅井地区の公園実現化について、大いに期待されております。

本計画地は、当時の「河川空間環境管理計画」の整備ゾーンに位置付けられており、河川管理者である国土交通省と河川敷公園整備の可能性等について協議を重ね、一定の了解を得られたことから、現在まで、事業手法や設計内容等の検討について、国土交通省や関係機関と協議を実施し、地元関係者の意見を伺いながら、精華町として調査・計画を進捗させ、事業化に向けた取り組みを行ってきました。

関西文化学術研究都市整備を具体化するための上位計画として「関西文化学術研究都市の建設に関する計画」があり、その中に、木津川本川の整備について、河川空間は貴重なオープンスペースであることから、親水空間の創出等良好な河川環境の整備を図ると明記されていることから、本計画もその趣旨に基づき、調査・計画を進めてきました。

京都府内で関西文化学術研究都市に関係する自治体である京田辺市、木津町、精華町で「学研都市行政連絡会」を構成しており、情報交換や関係機関への働きかけを行ってきました。また、木津川に関係ある14市町村で「木津川治水会」を構成しており、木津川の治水事業推進に係る関係機関への働きかけを行っており、その中で、自然環境・親水環境及びレクリエーションゾーンの整備についても要望を行っています。

これら調査・計画や要望活動を行っていたところ、河川法改訂に伴い、淀川水系流域委員会が発足され、今後の河川のあり方を見直すということから、本計画については凍結するという連絡を国土交通省から受けました。

その内容を本計画関係地権者に伝えたところ、堤外民地の計画であることや現在まで国土交通省等の関係機関と前向きな協議をしていたがなぜ急にだめとなったのか納得がいかないという意見が出ました。

本計画地は、高水敷で高木や竹林が生い茂っており、住民が入っていけるようなところではなく、とても河川とのふれあいができない状況であります。

それらの高木や竹林について、河川敷地の支障物件ということから、出水の災害発生時による安全面の懸案も考えられると思います。その高木等は堤外民地のものであり、地権者との関係がどのようになるのかということも心配であります。

河川と密接な関係である農地や山林も大切であり、公園整備について、堤外地である河川敷がだめで、堤内地で整備を図るのは、農地・山林を潰すことになることも考えられます。

以上いろいろと意見等を述べさせていただきましたが、住民が川と親しむことができる貴重な場所である河川敷空間の有効利用を図るべく、地権者の意向も踏まえ、河川敷運動公園の整備について特段のご配慮をよろしくお願いします。